平成29年度
定時株主総会
招集ご通知

開催日時　平成30年６月26日（火曜日）午前10時

開催場所　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号
新東京ビル３階　当社本店大会議室（330区）

目　次

ご挨拶…… 01
平成29年度定時株主総会招集ご通知 …… 02
株主総会参考書類…… 05
事業報告…… 19
連結計算書類…… 38
計算書類…… 40
監査報告書…… 42

明和産業株式会社

証券コード：8103

ご挨拶





株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社平成29年度定時株主総会を平成30年６月26日(火）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。
株主総会の議案および平成29年度の事業の概要につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。
株主の皆さまにおかれましては、より一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年６月
代表取締役社長　大　友　伸　彦

[証券コード 8103]
平成30年6月5日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
明和産業株式会社
代表取締役社長　大　友　伸　彦

平成29年度定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社平成29年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月25日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1.日　　時　平成30年６月26日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前９時30分を予定しております）

2.場　　所　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号　新東京ビル３階　当社本店大会議室（330区）
（裏表紙の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください）

3.株主総会の目的事項

【報告事項】
(1) 平成29年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
(2) 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

【決議事項】

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）５名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

4.招集にあたっての決定事項

（1）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

（2）議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

インターネット開示情報

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、紙資源の節約による環境負荷の軽減のため法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（**https://www.meiwa.co.jp/**）に掲載しておりますので、招集ご通知の添付書類には記載しておりません。会計監査人ならびに監査等委員会が監査を行いました連結計算書類及び計算書類は、招集ご通知に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載しております連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表となります。

株主総会参考書類、招集ご通知の添付書類及び上記ウェブサイトの記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記ウェブサイトに掲載させていただきます。

https://www.meiwa.co.jp → 「IR情報」 → 「株式情報」 → 「株主総会」

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日は、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時　平成30年６月26日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）

株主総会にご出席いただけない場合

郵送により議決権をご行使いただけますので、株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご記入し、期日までにご返送ください。

行　使　期　限　平成30年６月25日（月曜日）午後５時30分必着

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的かつ継続的に利益配分を行うことを基本方針としております。

当社は、平成29年７月25日をもちまして創立70周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位の皆様の長年にわたるご支援、ご協力の賜物と心から感謝申し上げます。

当期の期末配当につきましては、当社の利益配分に関する基本方針とこれまでご支援いただきました株主の皆様への感謝の意を表し、下記のとおり１株につき普通配当８円に創立70周年記念配当２円を加え10円といたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき　金10円　　総額417,632,270円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成30年６月27日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、経営の意思決定および監督機能の強化と業務執行機能の分担を明確化することにより、経営機能と執行機能の双方を強化し、経営の機動性向上を図るとともに、コーポレート・ガバナンスのレベルアップを推進するため、本年４月１日をもって執行役員制度を導入いたしました。

執行役員制度の導入に伴い、その位置づけを明確にするため、第５章（執行役員）を追加し、変更案第30条（執行役員の設置)、第31条（役付執行役員）及び第32条（執行役員規定）の追加を行うものであります。

また、現行定款第21条（代表取締役及び役付取締役）第２項に定める役付取締役は社長のみとし、副社長、専務及び常務は執行役員の地位とするため、取締役におけるこれらの地位の条文を削除する等、所要の変更を行うものであります。

これらの変更に伴い、現行定款第５章以降の章番号及び第30条以降の条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第21条（代表取締役及び役付取締役） （条文省略） 2. 取締役会は、その決議によって取締役社長、取締役副社長及び専務取締役、常務取締役を選定することができる。	第21条（代表取締役及び役付取締役） （現行どおり） 2. 取締役会は、その決議によって代表取締役の中から社長１名を選定する。
第22条～第29条（条文省略）	第22条～第29条（現行どおり）
（新　設）	第５章　執行役員
（新　設）	第30条（執行役員の設置） 当会社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、業務の執行を行わせる。
（新　設）	第31条（役付執行役員） 取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。
（新　設）	第32条（執行役員規定） 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規定による。
第５章　監査等委員会	第６章　監査等委員会
第30条～第33条（条文省略）	第33条～第36条（現行どおり）
第６章　会計監査人	第７章　会計監査人
第34条～第37条（条文省略）	第37条～第40条（現行どおり）
第７章　計　　算	第８章　計　　算
第38条～第41条（条文省略）	第41条～第44条（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）は、全員（６名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう１名減員し、取締役（監査等委員であるものを除く。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名		地位及び担当
1	再任	大友（おおとも） 伸彦（のぶひこ）	代表取締役社長
2	再任	五十嵐（いがらし） 章之（あきゆき）	取締役専務執行役員 コーポレート部門管掌兼コーポレート部門長
3	再任	尾首（おくび） 貴士（たかし）	取締役常務執行役員 事業部門管掌
4	再任	※南（みなみ） 敏文（としふみ）	社外取締役 弁護士
5	新任	※髙橋（たかはし） 健司（けんじ）	三菱商事株式会社化学品グループ新規事業開発部長

(注) ※は社外取締役候補者です。

なお、当社「社外役員の独立性基準」は、下記のウェブサイトで公開しております。

https://www.meiwa.co.jp/csr/pdf/guideline.pdf

1．大友伸彦（昭和31年1月11日生）【再任】

■ 略歴及び地位・担当

昭和54年４月	三菱商事株式会社入社
平成13年４月	同社フッ素ケミカルユニットマネージャー
平成21年４月	MC山三ポリマーズ株式会社代表取締役社長
平成23年３月	米国三菱商事会社本店化学品部門担当シニア・バイス・プレジデント
平成24年４月	北米三菱商事会社化学品部門担当シニア・バイス・プレジデント
平成27年６月	当社取締役経営企画担当
平成28年６月	代表取締役社長（現職）

■ 所有する当社の株式数

19,900株

■ 取締役会への出席状況

12回／12回（100%）

■ 在籍年数（本総会終結時）

３年

■ 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

同氏は、長年にわたって当社の主要事業である化学品事業に携わるとともに、長年にわたる海外での業務経験により、経営全般に関する深い知識とグローバルな知見を有しております。代表取締役就任後は、豊富な経験と幅広い知見に基づき、自ら率先して事業戦略の再構築や組織構造の改革を実現し、経営全般について手腕を発揮しております。当社グループの業績及び企業価値向上に向けて、さらに寄与することができると判断しましたので、同氏を取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者といたしました。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

2．五十嵐（いがらし）　章之（あきゆき）　（昭和31年９月28日生）【再任】

■ 略歴及び地位・担当

昭和55年４月	三菱商事株式会社入社	平成26年５月	エムシー・ファーティコム株式会社常務取締役総務経理本部長
平成19年４月	同社生活産業グループコントローラー	平成28年６月	当社常務取締役職能部門管掌兼経理本部長
平成21年４月	同社金属グループコントローラー	平成30年４月	取締役専務執行役員コーポレート部門管掌兼コーポレート部門長（現職）
平成22年４月	同社金属グループ管理部長		
６月	株式会社メタルワン執行役員CFO経営管理本部長		

■ 重要な兼職の状況

十全株式会社取締役（注１）、明和産業（上海）有限公司董事（注１）、
クミ化成株式会社社外監査役（注２）

■ 所有する当社の株式数

1,900株

■ 取締役会への出席状況

12回／12回（100%）

■ 在籍年数（本総会終結時）

２年

■ 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

同氏は、長年の経験により商社の財務及び会計関連業務に精通しているとともに、複数の企業において経営全般に関わる業務執行を行っており、財務及び会計に関する相当な知見はもとより、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。取締役就任後は、これらを通じて得た経験と知見を事業戦略の立案・審議・執行ならびに執行の監督に活かしております。当社グループの業績及び企業価値向上に、さらに寄与することができると判断しましたので、同氏を取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者といたしました。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

3．尾首貴士（おくびたかし）（昭和31年6月6日生）【再任】

■ 略歴及び地位・担当

昭和55年４月	三菱化成株式会社〔現三菱ケミカル㈱〕入社
平成11年５月	三菱化学株式会社〔現三菱ケミカル㈱〕合繊原料カンパニーテレフタル酸事業部グループマネージャー
平成14年11月	三南石油化学株式会社取締役副社長
平成19年４月	三菱化学株式会社〔現三菱ケミカル㈱〕ポリマー本部フェノール・ポリカーボネート事業部長
平成22年４月	同社大阪支社長
平成25年４月	三菱化学（中国）商貿有限公司董事長兼総経理
平成27年６月	当社取締役大阪支店長
平成30年４月	取締役常務執行役員事業部門管掌（現職）

■ 重要な兼職の状況

十全株式会社取締役（注１）、明和産業（上海）有限公司董事（注１）

■ 所有する当社の株式数

11,900株

■ 取締役会への出席状況

12回／12回（100%）

■ 在籍年数（本総会終結時）

３年

■ 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

同氏は、長年にわたり当社の主要事業である化学品関連の事業に携わるとともに、当社の重点戦略国である中国においても豊富な経験と知見を有しております。取締役就任後は、大阪支店長として西日本全体を統括し、地域に根差したマーケティングを行い、地場の有力取引先との関係強化やビジネスの拡大を図り、本年４月からは全事業部門の統括を行っております。経営の重要事項に対しても積極的な意見・提言を行っており、幅広い経験や知見を当社グループの業績及び企業価値向上に、さらに寄与することができると判断しましたので、同氏を取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者といたしました。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

4．南（みなみ） 敏文（とし ふみ） （昭和22年11月26日生）【再任】【社外取締役】【独立役員】

■ **略歴及び地位・担当**

昭和47年４月	大阪地方裁判所判事補
平成２年４月	東京高等裁判所判事
平成５年９月	東京地方裁判所部総括判事
平成10年４月	横浜地方裁判所部総括判事
平成13年４月	東京地方裁判所所長代行
平成14年７月	徳島地方裁判所長兼徳島家庭裁判所長
平成16年２月	京都家庭裁判所長
平成17年７月	東京高等裁判所部総括判事
平成23年３月	東京高等裁判所部総括判事兼長官代行
平成24年11月	同所退官
平成25年２月	シティユーワ法律事務所弁護士（現職）
６月	当社取締役（現職）

■ **重要な兼職の状況**

シティユーワ法律事務所弁護士

■ **所有する当社の株式数**

―

■ **取締役会への出席状況**

12回／12回（100%）

■ **在籍年数（本総会終結時）**

５年

■ **社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由**

同氏は、長年にわたって裁判官を務めており、法令に関する極めて高い見識と豊富な経験を有しております。取締役就任後は、法令に関する事項はもとより、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただいており、引き続き当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員でない社外取締役候補者といたしました。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員でない社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ **独立性に関する事項**

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の指定を継続いたします。
同氏は、シティユーワ法律事務所に弁護士として在籍しておりますが、同所と当社との間に取引関係はありません。

■ **当社との特別の利害関係**

特別の利害関係はありません。

■ **責任限定契約の内容の概要**

当社は、同氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任に関し、８百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任され就任した場合には、当社と同氏の間で当該契約を継続する予定です。

5．髙橋健司（たかはし けんじ）（昭和34年４月19日生）【新任】【社外取締役】

■ 略歴及び地位・担当

昭和58年４月	三菱商事株式会社入社
平成16年４月	同社オレフィン・アロマユニットマネージャー
平成21年４月	米国三菱商事会社化学品 Division Vive President
平成26年４月	三菱商事株式会社シンガポール支店長
平成29年４月	同社化学品グループ新規事業開発部長（現職）

■ 重要な兼職の状況

三菱商事株式会社化学品グループ新規事業開発部長

■ 所有する当社の株式数

—

■ 社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

同氏は、長年にわたる三菱商事株式会社における業務執行を通じて、商社の化学品関連事業に関する幅広い経験と知見を有しております。取締役就任後は、これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員でない社外取締役候補者といたしました。

■ 独立性に関する事項

同氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定いたしません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近３事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.01％未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■ 責任限定契約の内容の概要

同氏が取締役に選任され就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任に関し、８百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定です。

（注）1. 当社の連結子会社です。
2. 当社の関連会社で持分法適用会社です。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役は、全員（４名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名		地位及び担当
1	新任	むら　かみ　のぶ　お 村　上　信　夫	コーポレート部門付
2	再任	※ とり　い　しん　ご 鳥　居　真　吾	社外取締役監査等委員 三菱商事株式会社化学品グループ管理部長
3	再任	※ むろ　やま　さとし 室　山　　敏	社外取締役監査等委員 三菱ケミカル株式会社監査役サポート室
4	新任	※ かん　ひで　あき 菅　秀　章	旭硝子株式会社化学品カンパニー管理室長

(注) ※は社外取締役監査等委員候補者です。

なお、当社「社外役員の独立性基準」は、下記のウェブサイトで公開しております。

https://www.meiwa.co.jp/csr/pdf/guideline.pdf

1．村上信夫（むらかみのぶお）（昭和32年7月8日生）【新任】

■ 略歴及び地位・担当

昭和56年４月	当社入社	平成24年６月	食料・金属製品本部長
平成12年12月	中国広州駐在員事務所長	平成26年６月	総務本部長
平成16年４月	中国北京駐在員事務所長兼広州駐在員事務所長	平成30年４月	コーポレート部門付（現職）
平成17年12月	中国北京駐在員事務所長兼太原駐在員事務所長		

■ 所有する当社の株式数

900株

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、長年の経験により当社事業の重点戦略国である中国に精通しているとともに、総務本部長として経営のサポートから株主との対話まであらゆる領域にわたって豊富な経験と知見を有しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である取締役候補者といたしました。

■ 責任限定契約の内容の概要

同氏が取締役に選任され就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任に関し、８百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定です。

2．鳥居（とりい）　真吾（しんご）　(昭和42年６月３日生)　【再任】【社外取締役】

■ **略歴及び地位・担当**

平成２年４月	三菱商事株式会社入社
平成20年３月	同社化学品グループコントローラーオフィス機能化学品チームリーダー
平成24年６月	株式会社メタルワン コーポレート経理部長
平成28年４月	三菱商事株式会社化学品グループ管理部長（現職）
６月	当社取締役監査等委員（現職）

■ **重要な兼職の状況**

三菱商事株式会社化学品グループ管理部長、中央化学株式会社監査役

■ **所有する当社の株式数**

―

■ **取締役会への出席状況**

12回／12回（100%）

■ **監査等委員会への出席状況**

６回／６回（100%）

■ **在籍年数（本総会終結時）**

２年

■ **監査等委員である社外取締役候補者とした理由**

同氏は、長年にわたる三菱商事株式会社における業務執行を通じて、商社の財務及び会計関連業務に精通しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただいており、引き続き当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である社外取締役候補者としました。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ **独立性に関する事項**

同氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近３事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.01％未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。
また、同氏は、中央化学株式会社の監査役であり、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近３事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で1.2％未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。

■ **当社との特別の利害関係**

特別の利害関係はありません。

■ **責任限定契約の内容の概要**

当社は、同氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任に関し、８百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に選任され就任した場合には、当社と同氏の間で当該契約を継続する予定です。

3．室山（むろやま）　敏（さとし）　(昭和29年11月４日生)　【再任】【社外取締役】

■ 略歴及び地位・担当

昭和54年４月	三菱化成株式会社〔現三菱ケミカル㈱〕入社
平成12年４月	株式会社ヴイテック営業部次長
平成16年３月	株式会社ジェイ・プラス営業本部副本部長
平成25年６月	MCパイオニアOLEDライティング株式会社代表取締役社長
平成28年３月	三菱化学株式会社〔現三菱ケミカル㈱〕情報電子本部有機EL事業推進室
６月	当社取締役監査等委員（現職）
平成29年４月	三菱ケミカル株式会社監査部
10月	同社監査役サポート室（現職）

■ 重要な兼職の状況

三菱ケミカル株式会社監査役サポート室

■ 所有する当社の株式数

―

■ 取締役会への出席状況

12回／12回（100%）

■ 監査等委員会への出席状況

６回／６回（100%）

■ 在籍年数（本総会終結時）

２年

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたる三菱ケミカル株式会社における業務執行を通じて化学品関連の事業に精通しているとともに、複数の企業において経営全般に関わる業務執行を行っており、豊富な経験と知見を有しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただいており、引き続き当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

■ 独立性に関する事項

同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりましたが、平成29年4月に三菱化学、三菱樹脂、三菱レイヨンの３社が統合し三菱ケミカル株式会社となりましたため、直近３事業年度における当社グループの売上高に対する割合が約2.5%となったため、社外役員の独立性基準に則り独立役員としての指定を解除いたします。但し、同氏は経営を監督する監査役の補助業務に就いているため、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■ **責任限定契約の内容の概要**

当社は、同氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任に関し、８百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に選任され就任した場合には、当社と同氏の間で当該契約を継続する予定です。

4．菅（かん）　秀章（ひであき）　(昭和35年10月４日生)　【新任】【社外取締役】【独立役員】

■ **略歴及び地位・担当**

昭和59年４月	旭硝子株式会社入社
平成21年９月	同社化学品カンパニー企画・管理室経理グループリーダー
平成23年５月	同社経理・財務室財務グループリーダー
平成25年１月	同社経理・財務室企画管理グループリーダー兼財務グループリーダー
平成27年８月	同社経理・財務室経理グループリーダー
平成29年７月	同社化学品カンパニー管理室長（現職）
平成30年３月	伊勢化学工業株式会社取締役（現職）

■ **重要な兼職の状況**

旭硝子株式会社化学品カンパニー管理室長、伊勢化学工業株式会社取締役

■ **所有する当社の株式数**

―

■ **監査等委員である社外取締役候補者とした理由**

同氏は、長年にわたる旭硝子株式会社における業務執行を通じて、財務及び会計関連業務に精通しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である社外取締役候補者としました。上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ **独立性に関する事項**

当社は、同氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出を行います。

同氏は、旭硝子株式会社の業務執行に携わっており、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近３事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.2％未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。また、同氏は、伊勢化学工業株式会社の取締役に就任しておりますが、業務執行には携わっておりません。同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近３事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.1％未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。

■ **当社との特別の利害関係**

特別の利害関係はありません。

■ **責任限定契約の内容の概要**

同氏が取締役に選任され就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任に関し、８百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定です。

以　上

(添付書類)

事業報告
(平成29年４月１日から　平成30年３月31日まで)

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国においては拡大基調を維持しており、ユーロ圏においても緩やかな景気拡大が続きました。また、中国においても景気は堅調に推移するとともに、新興国においても総じて回復基調が続きました。一方、我が国経済においても、底堅い内外需を背景に景気は緩やかに回復しました。

このような状況の下、当社グループは2019年度までの３ヶ年中期経営計画「Next Stage 2019」を掲げ、事業に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の売上高につきましては、石油製品関連事業及び機能材料関連事業が好調に推移したこと等により、前年同期に比べ70億２千８百万円増加し1,417億９千３百万円（前年度比5.2%増）となりました。

営業利益は、販売費及び一般管理費の増加により前年同期に比べ２億７千６百万円減少し20億３百万円（同12.1%減）となりました。経常利益は、受取配当金の増加等があったものの営業利益の減少により前年同期に比べ１億３千１百万円減少の29億１千８百万円（同4.3%減）となりました。これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、20億６千８百万円（同10.0%減）となりました。

セグメント別売上高

当社グループのセグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区　　分	前　　期		当　　期		前期比増減	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減率
化学品関連事業	34,440	25.6%	34,162	24.1%	△278	△0.8%
石油製品関連事業	32,850	24.4%	36,774	26.0%	3,923	11.9%
機能材料関連事業	14,937	11.1%	19,424	13.7%	4,487	30.0%
合成樹脂関連事業	30,473	22.6%	28,964	20.4%	△1,509	△5.0%
機能建材関連事業	21,214	15.7%	21,883	15.4%	668	3.2%
その他事業	847	0.6%	584	0.4%	△262	△31.0%
合　　計	134,764	100.0%	141,793	100.0%	7,028	5.2%

(注) 前連結会計年度まではセグメント別の業績は「化学品関連事業」「石油製品関連事業」「機能材料関連事業」「合成樹脂・建材関連事業」「その他事業」に区分して説明しておりましたが、組織構造の変更に伴い業績管理区分を変更したことにより、当連結会計年度から「化学品関連事業」「石油製品関連事業」「機能材料関連事業」「合成樹脂関連事業」「機能建材関連事業」「その他事業」に区分して説明しております。なお、事業別の業績については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

【化学品関連事業】

有機中間原料は、トナー、電材関連原料及び潤滑油関連原料は堅調に推移したものの、機能性色素及び建築資材原料は低調に推移しました。また、製紙薬剤関連原料は需要が回復し堅調に推移しましたが、インキ用原料及び炭素製品は前年同期並みに推移しました。一方、無機薬品関連は堅調に推移しました。

その結果、売上高は341億６千２百万円(前年度比0.8％減）となりました。また、セグメント利益につきましては、３億６千７百万円（同10.4％減）となりました。

【石油製品関連事業】

石油製品は、国内取引及び貿易取引は低調に推移しました。一方、中国国内取引は建機、農機等の主要対面業界の回復、及び空調機業界の伸長があったため、好調に推移しました。

その結果、売上高は367億７千４百万円

(前年度比11.9%増）となりました。また、セグメント利益につきましては、価格競争の激化等で７億１千５百万円（同17.2%減）となりました。

【機能材料関連事業】

電池関連部材は、自動車用などの電池材料が好調に推移しました。また、難燃剤は主力製品の市況が回復し堅調に推移しました。一方、レアアースは堅調に推移しましたが、レアメタルの取引は取扱量の減少により低調に推移しました。

その結果、売上高は194億２千４百万円(前年度比30.0%増）となりました。また、セグメント利益につきましては、５億７千７百万円（同58.3%増）となりました。

【合成樹脂関連事業】

合成樹脂は、樹脂原料、フィルム関連、及びアミューズメント関連の国内取引が堅調に推移しましたが、金属製品はタービンロータ等の輸出取引が低調に推移しました。

その結果、売上高は289億６千４百万円(前年度比5.0%減）となりました。また、セグメント利益につきましては、１億１千４百万円（同33.4%減）となりました。

【機能建材関連事業】

断熱材は低調に推移したものの、新規取扱製品の店舗向け内装材取引が開始し順調に推移しました。また、防水資材は最需要期に天候不順の影響を受け大きく落ち込みましたが、年間を通じて前年度並みに推移しました。

その結果、売上高は218億８千３百万円(前年度比3.2%増）となりました。また、セグメント利益につきましては、販管費の増加により２億７千２百万円（同21.1%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に除却、売却した主要な設備、そのほか特記すべき設備投資並びに設備の新設、撤去、滅失はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に増資又は社債発行など、特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、平成29年５月に当連結会計年度を初年度とする３ヶ年の「中期経営計画 Next Stage 2019」を策定しました。「中期経営計画 Next Stage 2019」では、事業の創出に挑戦し続け、パートナーと共に持続的発展を目指すことをビジョンに掲げ、これを実現するために３つの基本方針を定めました。

① ポートフォリオマネージメントの推進
　各事業の事業ステージを見極め、ダイナミックに事業ポートフォリオを見直し、成長事業に経営資源を振り向けていく
② 事業推進力の強化
　事業戦略の推進単位を縦組織主体に転換し、縦の戦略で営業・事業投資を行うことで、事業推進力を強化する
③ 連結経営基盤の強化
　連結経営を支える新たな経営システムと組織・制度を構築する

これらの基本方針に基づき、当社の強みである優良取引先やサプライヤー、中国・ベトナムにおける情報網・拠点網と取引ノウハウの蓄積を活かし、アジア市場における需要拡大、取引先やパートナー企業の海外展開の加速を成長の機会として捉え、変化するビジネス環境に対応し成長に向けて事業を変革・推進するとともに、取引先・パートナーと当社の強みを組み合わせた事業投資の実現を図るものです。

「中期経営計画 Next Stage 2019」の最終年度である平成31年度には、以下の目標を掲げ、さらなる成長ステージへの飛躍を目指します。

・連結当期純利益25～30億円
・事業ポートフォリオを最適化し「新たな収益基盤」を創出する
・連結配当性向15～20％を基本とする株主還元

当連結会計年度は、「中期経営計画 Next Stage 2019」の目標達成に向けて、基本方針に沿った体制強化と基盤整備を推し進めました。全社の戦略推進を担う新たな仕組みとして「事業戦略会議」を設置し、重点事業のPDCAを徹底し、事業ポートフォリオの見直しを実行しました。また、組織体制と人事制度を全面的に改訂し、平成30年度より実施します。

当社グループは、全てのステークホルダーの皆様の期待に応えるために、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題とし、実効性のあるコーポレート・ガバナンスの構築に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの事業活動にご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第96期 平成26年度	第97期 平成27年度	第98期 平成28年度	第99期 平成29年度
売上高（百万円）	144,674	134,985	134,764	141,793
経常利益（百万円）	3,665	2,675	3,049	2,918
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	2,526	2,057	2,297	2,068
1株当たり当期純利益（円）	60.50	49.27	55.01	49.52
総資産額（百万円）	63,000	59,224	63,624	73,905
純資産額（百万円）	26,286	26,273	29,725	32,461
1株当たり純資産額（円）	624.81	624.34	706.51	771.67

（注）1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	第96期 平成26年度	第97期 平成27年度	第98期 平成28年度	第99期 平成29年度
売上高（百万円）	107,227	103,843	99,366	100,801
経常利益（百万円）	2,095	1,728	1,573	1,524
当期純利益（百万円）	1,560	1,346	1,141	1,140
1株当たり当期純利益（円）	37.37	32.24	27.34	27.32
総資産額（百万円）	42,926	40,316	42,854	49,850
純資産額（百万円）	14,361	14,793	17,130	18,555
1株当たり純資産額（円）	343.87	354.22	410.17	444.29

（注）1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(6) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社グループは、当社、子会社11社、関連会社５社及びその他関係会社１社により構成されており、化学品、石油製品、機能材料、合成樹脂、機能建材、雑貨等の各種原料・製品の販売並びに輸出入を主たる業務とし、さらに各事業に関連する各種のサービスを事業内容としております。

区分		主要製品
化学品関連事業	販売	有機及び無機工業薬品、石油化学製品、食品添加剤、農薬、医薬品、合成ゴム、肥料、炭素製品等
石油製品関連事業	販売	各種燃料、溶剤、高級潤滑油、ベースオイル、潤滑油添加剤等
機能材料関連事業	販売	電池材料、レアメタル、難燃剤、水処理・環境商材等
	製造	レアメタル、難燃剤
合成樹脂関連事業	販売	合成樹脂原料並びに製品、金属製品等
	製造	合成樹脂製品、金属製品等
機能建材関連事業	販売	防水資材・断熱材・新建材等の建築資材、
その他	販売	硝子製品等

(7) 重要な子会社及び関連会社の状況（平成30年３月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
十全株式会社	73	90.4	無機・有機薬品、農薬、薬剤、食品材料、食品添加物、産業資材等の販売
	百万円	%	
東京グラスロン株式会社	100	97.1	断熱・防音・吸音材、新建材、住宅関連機器、内外装資材等の販売
	百万円	%	
ソーケン株式会社	20	100.0	断熱材、新建材製品等の販売
	百万円	%	
株式会社明和セールス	50	100.0	硝子製品、陶磁器、雑貨の販売
	百万人民元	%	
明和産業(上海)有限公司	23	100.0	石油、化学品、合成樹脂、金属製品等の販売

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
クミ化成株式会社	373	39.9	自動車用内装部品の研究開発・製造・販売等
	百万円	%	
株式会社鈴裕化学	40	35.0	難燃剤の研究開発・製造

(8) 主要な事業所等（平成30年３月31日現在）

① 当社

区　分	名　　称	所　在　地
国　内	本店	東京都千代田区
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
	九州営業所	福岡県福岡市博多区
海　外	北京駐在員事務所	中華人民共和国
	太原駐在員事務所	中華人民共和国
	ホーチミン駐在員事務所	ベトナム社会主義共和国
	ソウル駐在員事務所	大韓民国

② 子会社

区　分	会　社　名	所　在　地
国　内	十全株式会社	東京都千代田区
	東京グラスロン株式会社	東京都千代田区
	ソーケン株式会社	大阪府豊中市
	株式会社明和セールス	東京都千代田区
海　外	明和産業（上海）有限公司	中華人民共和国
	Meiwa Vietnam Co., Ltd.	ベトナム社会主義共和国
	Meiwa (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国
	Thai Meiwa Trading Co., Ltd.	タイ王国
	PT. Meiwa Trading Indonesia	インドネシア共和国

(9) 従業員の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前年度末比増減
化学品関連事業	104名 [11名]	6名増 [増減なし]
石油製品関連事業	103名 [2名]	1名減 [増減なし]
機能材料関連事業	42名 [1名]	6名増 [2名減]
合成樹脂関連事業	45名 [1名]	増減なし [増減なし]
機能建材関連事業	97名 [7名]	4名増 [増減なし]
その他事業	16名 [15名]	3名減 [1名減]
全社（共通）	81名 [6名]	2名減 [1名増]
合計	488名 [43名]	10名増 [2名減]

(注) 1. 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含み、海外の現地採用者141名を含む就業人員数であり、臨時従業員数は［ ］内に所定労働時間換算による当年度末の人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、嘱託及び契約社員等の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び海外駐在員事務所に所属している従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
201名 [14名]	11名増 [2名減]	43.4才	15.6年	7,045千円

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含み、海外現地採用者13名を含む就業人員数であり、臨時従業員数は［ ］内に所定労働時間換算による当年度末の人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、嘱託及び契約社員等の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、臨時従業員、海外の現地採用者、他社から当社への出向者を含んでおりません。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び海外駐在員事務所に所属している従業員であります。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成30年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	4,013百万円
株式会社みずほ銀行	597百万円
三菱東京ＵＦＪ銀行（中国）有限公司	507百万円
株式会社八十二銀行	363百万円

2．会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　普通株式　100,000,000株

(2) 発行済株式の総数　普通株式　41,780,000株（自己株式16,773株を含む）

(3) 株主数　4,452名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
三菱商事株式会社	13,806	33.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(三菱ケミカル株式会社　退職給付信託口)	4,079	9.77
旭硝子株式会社	3,849	9.22
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,729	4.14
東京海上日動火災保険株式会社	1,557	3.73
明治安田生命保険相互会社	1,463	3.51
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR：FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,300	3.11
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	956	2.29
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	840	2.01
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	691	1.65

(注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。
2. 上記株主の英文名は、㈱証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。
3. 三菱ケミカル株式会社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が保有する三菱ケミカル株式会社退職給付信託口の株式に属する議決権行使に関する指図権を有しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大　友　伸　彦	
常務取締役	五十嵐　章　之	職能部門管掌兼経理本部長 十全株式会社　取締役 明和産業（上海）有限公司　董事 クミ化成株式会社　社外監査役
常務取締役	松　井　淳　一	営業部門管掌 十全株式会社　取締役
取　締　役	尾　首　貴　士	大阪支店長
取　締　役	南　　敏　文	弁護士
取　締　役	今　野　将　人	三菱商事株式会社　化学品グループ新規事業開発部 拠点政策室長
取　締　役 (常勤監査等委員)	松　前　廣　礼	
取　締　役 (監査等委員)	鳥　居　真　吾	三菱商事株式会社　化学品グループ管理部長 中央化学株式会社　監査役
取　締　役 (監査等委員)	室　山　　敏	三菱ケミカル株式会社　監査役サポート室
取　締　役 (監査等委員)	宮　﨑　　淳	旭硝子株式会社　経営企画本部SDGs推進部長

(注) 1. 取締役南敏文、今野将人の両氏、監査等委員である取締役鳥居真吾、室山敏、宮﨑淳の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役南敏文氏、監査等委員である取締役室山敏、宮﨑淳の両氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員である取締役松前廣礼、鳥居真吾の両氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り内部監査部門との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、取締役松前廣礼氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

平成29年６月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役長谷川龍氏は退任いたしました。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 数	報 酬 等 の 総 額
監査等委員を除く取締役 (うち社外取締役)	７名（２名)	116百万円（16百万円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	４名（３名)	42百万円（24百万円)
合　　計	11名（５名)	158百万円（40百万円)

（注）1. 平成28年６月28日開催の定時株主総会において、監査等委員を除く取締役の報酬限度額を年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額100百万円以内と決議いただいております。
2. 上記の支給人数には、平成29年６月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、監査等委員を除く社外取締役ならびに監査等委員である取締役全員と、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、８百万円または法令で規定する額のいずれか高い額としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地　位	氏　名	重要な兼職の状況	当社との関係
取　締　役	南　　敏　文	弁護士	取引その他の関係はありません。
	今　野　将　人	三菱商事株式会社 化学品グループ新規事業開発部拠点政策室長	当社と同一の部類であるとともに、主要株主であり、商品取引の関係があります。
取　締　役 (監査等委員)	鳥　居　真　吾	三菱商事株式会社 化学品グループ管理部長	当社と同一の部類であるとともに、主要株主であり、商品取引の関係があります。
		中央化学株式会社 監査役	商品取引の関係があります。
	室　山　　敏	三菱ケミカル株式会社 監査役サポート室	商品取引の関係があります。
	宮　﨑　　淳	旭硝子株式会社 経営企画本部SDGs推進部長	商品取引の関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	南　　敏　文	当事業年度に開催した取締役会12回の全て（100%）に出席し、必要に応じ法曹界における豊富な経験と知見に基づいた専門的な見地から、経営全般に対して提言を行っております。
	今　野　将　人	当事業年度に開催した取締役会12回の全て（100%）に出席し、企業運営における経験と知見に基づいた専門的見地から、適宜、意見を行っております。
取　締　役 (監査等委員)	鳥　居　真　吾	当事業年度に開催した取締役会12回の全て（100%）、監査等委員会６回の全て（100%）に出席し、必要に応じ、財務･会計部門における豊富な経験と知見に基づいた専門的な見地から、発言を行っております。
	室　山　　敏	当事業年度に開催した取締役会12回の全て（100%）、監査等委員会６回の全て（100%）に出席し、企業運営における経験と知見に基づいた専門的見地から、適宜、意見を行っております。
	宮　﨑　　淳	当事業年度に開催した取締役会12回の全て（100%）、監査等委員会６回の全て（100%）に出席し、企業運営における経験と知見に基づいた専門的見地から、適宜、意見を行っております。

4．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	54百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、監査計画の内容、従前の監査の職務遂行状況、監査報酬の実績推移、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

3. 当社の重要な子会社のうち、明和産業（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。また、監査等委員会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

5．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）

当社は、取締役会において、会社法第399条の13第１項第１号ハに定める内部統制の体制の整備に関する基本方針を、次のとおり決議しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 取締役が法令・定款及び当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「役職員行動規範」「コンプライアンス基本規定」等を定める。

b. コンプライアンスの徹底をはかるため、担当取締役を任命し管理監督を行う。

c. 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、取締役会に報告するものとする。

d. コンプライアンス担当取締役は業務執行部門の責任者を部門責任者として配置し、事務局との連携により所管グループ各社を含め、実効性の確保に努める。

e. 取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務報告書の作成過程において虚偽記載ならびに誤謬等が生じないよう実効性のある内部統制を構築する。

f. 反社会的勢力の排除を「役職員行動規範」に定め、不当な利益供与等に対しては、断固たる態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 「文書取扱規定」に基づき、管理責任者は次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに保存する。

b. 株主総会議事録

c. 取締役会議事録

d. その他取締役の職務執行に関する重要な文書

e. 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理については「文書取扱規定」及び「文書保存基準」に基づき適正に保存・管理する。

f. 当社が保存または管理する電磁的記録については、「情報処理規定」に基づきセキュリティを確保し、情報の毀損や外部への流出を防止する。

g. 取締役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、直接、閲覧・謄写または複写することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 職務遂行に伴うリスクについては、商品価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、与信リスク、リーガルリスク、情報管理リスク、自然災害リスクなど様々なリスクがあり、リスク毎に責任部署を定めて対応する。

b. 取引・信用管理・見越極度管理等については、リスク管理に関する規定を定める。

c. 業務執行取締役は各業務執行部門を指揮し、リスク区分に対応する各管理部門との連携を保ち社内諸規定を遵守する方策を確保することにより当社の損失の危険を回避・予防する。また、重大な損失の危険が現実化した場合には、すみやかに取締役会に報告する。

d. 営業部門は、諸規定に基づく権限の範囲内で職務を遂行する。権限を越える職務を行う場合は、経営会議もしくは取締役会による決裁を要し、承認された職務の遂行に係るリスクを管理する。

e. 管理部門は、リスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し適切に管理する。

f. 監査室は各業務執行部門のリスク管理の状況を監査するための監査計画、及びその結果を定期的に社長及び監査等委員会に報告し、監査結果の重要な事項については取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。

b. 業務運営に関する個別経営課題については、実務的な観点から常勤の取締役、本部長等によって構成される経営会議において審議する。経営に関する重要事項については、その審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行う。

c. 定款において取締役会での決議の省略（書面決議）を定めており、緊急かつ簡易な案件に関する承認手続きの効率化を図る。

d. 職務執行に係る権限の委譲に関する規定を定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行うことにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「役職員行動規範」「コンプライアンス基本規定」等を定め、全ての使用人に対し周知徹底する。

b. 使用人は「コンプライアンス基本規定」により、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、業務執行部門の責任者に報告するものとする。

c. コンプライアンスに関する報告・相談窓口を設置し、利用者の匿名性を担保するとともに不利益を蒙らない仕組みとする。

d. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

⑥ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の管理は、「事業投資先管理規定」を制定し、子会社に対し適切な管理を行う。

b. 子会社の管理責任は事業を所管する本部長が負い、本部長が指名する者が子会社の経営に遺漏のない管理を行う。

c. 子会社を所管する本部は、会議への出席等を通じて経営戦略について情報の共有と連携を図る。

d. 子会社には原則として取締役を派遣し、当社の意思を経営に反映するとともに、損失の危険が生じた場合は直ちに所管本部長へ報告を行う。
e. 子会社には原則として監査役を派遣し、監査結果について所管本部長、経理本部長等に報告する。
f. 所管本部は子会社の重要事項を所管本部長に報告・経伺し審議を行う。特に重要な事項については経営会議もしくは取締役会において審議を行う。
g. 当社の「役職員行動規範」に準じ、各子会社の特性を踏まえた自社の「役職員行動規範」の策定を指導し、コンプライアンスの徹底を図る。
h. 監査室は子会社の内部統制の有効性を監査するための監査計画、及びその結果を社長及び監査等委員会ならびに各業務執行部門の責任者に報告し、監査結果の重要な事項については取締役会に報告する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項ならびにその独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

a. 代表取締役は、監査等委員会事務局を設置し監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を配置する。
b. 補助使用人の人選は、監査等委員会の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査等委員会または常勤の監査等委員と協議のうえ決定する。
c. 補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査等委員会または常勤の監査等委員と事前協議のうえ実施する。

⑧ 監査等委員会への報告及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

a. 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議のほか全ての会議または委員会等に出席し、報告を受けることができる。
b. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会が求める重要な書類については、速やかに監査等委員会に提出する。
c. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会が求める重要な事項については、速やかに監査等委員会に報告する。
d. 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、当社または子会社の業務執行に関し、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
e. 子会社の役職員が、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を行う体制を確保する。
f. 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ業務執行取締役及び使用人との連絡会を開催し報告を受けることができる。
g. 業務執行取締役及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
h. 監査等委員会は、業務執行取締役による子会社管理の監査を行うため、主要な子会社の往査、子会社の監査役との日常の連携及び子会社監査役連絡会等を通じて、子会社から報告を受けることができる。

i. 監査等委員会に報告・相談を行った取締役（監査等委員を除く）及び使用人もしくは子会社の役職員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いの禁止を規定する。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

代表取締役は、監査等委員の職務の執行に協力し監査の実効を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査等委員会の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 代表取締役は「監査等委員会監査等基準」に定める監査等委員会監査の重要性・有用性を十分認識し、監査等委員会監査の環境整備を行う。

b. 監査等委員会は、社長直轄の内部監査部門である監査室に監査の指示を行うことができる。

c. 監査等委員会は、総務部門、経理部門その他の各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を指示することができる。

d. 監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づいて、内部統制の体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス

代表取締役やコンプライアンス担当取締役等により構成するコンプライアンス委員会が、コンプライアンス関連規定の整備、内部通報窓口の設置・運用、教育啓蒙活動（研修、eラーニング、情報提供など）を主導し、継続的に実施しています。

また、各部門にコンプライアンス推進担当者を任命し、グループ内研修の実施や日常の業務を通してコンプライアンス体制の整備を図りました。

② リスク管理

取締役は、各業務執行部門を指揮し、事業活動に重大な影響を及ぼすリスクを把握し適切な管理に努め、特に与信管理については、経営会議への付議等により、リスクの回避・防止を図りました。

監査室は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長に報告し、重要な事項については経営会議や取締役会へ報告を行いました。

③ 子会社の管理

事業投資先管理規定に定めた事項について、子会社を所管する部門より当社の経営会議に付議・報告が行われ、特に重要な事項については、当社の取締役会へ付議・報告が行われております。

監査室は、子会社の内部統制の有効性を監査し、社長及び常勤監査等委員に対して結果報告を行いました。

④ **監査等委員会監査**

監査等委員会が決定した監査計画に基づき、経営会議など重要会議への出席、支店往査、営業部門・管理部門のヒアリング及び子会社調査等を行ったほか、子会社・関連会社の監査役との連絡会議の開催などを行いました。

会計監査人に対しては、監査の独立性と適正性を監視し、監査計画・会計監査結果の報告を受け情報交換・意見交換を行いました。監査室とは、定期的及び必要の都度、相互に情報交換・意見交換を行い、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を図りました。

⑤ **内部統制に対する取り組み**

平成28年６月28日に監査等委員会制度へ移行したことに伴い、内部統制の基本方針を同日開催の取締役会において改訂し、監査等委員会の監査が実効的に行われる体制の整備を図りました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を行ってまいります。

以　上

(表示単位)

1. 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 比率については、四捨五入としております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

科目	金額
資産の部	
	百万円
流動資産	**55,597**
現金及び預金	6,257
受取手形及び売掛金	41,761
商品	6,589
繰延税金資産	258
その他	930
貸倒引当金	△198
固定資産	**18,308**
有形固定資産	**856**
建物及び構築物	354
機械装置及び運搬具	106
工具、器具及び備品	29
土地	349
建設仮勘定	14
無形固定資産	**253**
ソフトウエア	221
その他	31
投資その他の資産	**17,198**
投資有価証券	16,296
長期貸付金	8
繰延税金資産	1
その他	1,035
貸倒引当金	△143
資産合計	**73,905**

科目	金額
負債の部	
	百万円
流動負債	**36,762**
支払手形及び買掛金	29,836
短期借入金	5,282
１年内返済予定の長期借入金	54
リース債務	6
未払法人税等	459
賞与引当金	526
その他	596
固定負債	**4,681**
長期借入金	654
繰延税金負債	1,860
役員退職慰労引当金	19
退職給付に係る負債	931
その他	1,215
負債合計	**41,444**
純資産の部	
株主資本	**28,220**
資本金	4,024
資本剰余金	2,761
利益剰余金	21,438
自己株式	△4
その他の包括利益累計額	**4,007**
その他有価証券評価差額金	4,119
繰延ヘッジ損益	△9
為替換算調整勘定	396
退職給付に係る調整累計額	△499
非支配株主持分	**233**
純資産合計	**32,461**
負債及び純資産合計	**73,905**

連結損益計算書

(自平成29年４月１日　至平成30年３月31日)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**141,793**
売上原価		**131,271**
売上総利益		**10,521**
販売費及び一般管理費		**8,518**
営業利益		**2,003**
営業外収益		
受取配当金	325	
持分法による投資利益	586	
その他	162	**1,075**
営業外費用		
支払利息	94	
売上割引	16	
外国源泉税	21	
その他	29	**160**
経常利益		**2,918**
特別利益		
投資有価証券売却益	0	**0**
特別損失		
固定資産除却損	24	
その他	2	**26**
税金等調整前当期純利益		**2,891**
法人税、住民税及び事業税	839	
法人税等調整額	△36	**802**
当期純利益		**2,089**
非支配株主に帰属する当期純利益		21
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,068**

計算書類

貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
	百万円		百万円
流動資産	**39,649**	**流動負債**	**28,236**
現金及び預金	4,849	支払手形	948
受取手形	7,144	電子記録債務	2,021
電子記録債権	1,800	買掛金	19,056
売掛金	19,884	短期借入金	5,244
商品	4,092	未払金	160
未着商品	534	未払費用	69
前渡金	8	未払法人税等	281
前払費用	4	前受金	29
繰延税金資産	170	預り金	28
その他	1,424	賞与引当金	377
貸倒引当金	△264	その他	19
固定資産	**10,200**	**固定負債**	**3,059**
有形固定資産	**181**	長期借入金	600
建物	56	繰延税金負債	1,207
構築物	22	退職給付引当金	131
機械及び装置	91	その他	1,120
車両運搬具	0	**負債合計**	**31,295**
工具、器具及び備品	9	**純資産の部**	
土地	0	**株主資本**	**15,065**
建設仮勘定	0	**資本金**	**4,024**
無形固定資産	**181**	**資本剰余金**	**2,761**
ソフトウエア	177	資本準備金	2,761
その他	3	**利益剰余金**	**8,283**
投資その他の資産	**9,838**	利益準備金	337
投資有価証券	7,420	その他利益剰余金	7,946
関係会社株式	1,180	繰越利益剰余金	7,946
出資金	234	**自己株式**	△4
関係会社出資金	473	**評価・換算差額等**	**3,489**
従業員に対する長期貸付金	1	その他有価証券評価差額金	3,498
破産更生債権等	103	繰延ヘッジ損益	△9
長期前払費用	1	**純資産合計**	**18,555**
その他	526		
貸倒引当金	△104		
資産合計	**49,850**	**負債及び純資産合計**	**49,850**

損益計算書

(自平成29年４月１日　至平成30年３月31日)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		**100,801**
売上原価		**95,485**
売上総利益		**5,316**
販売費及び一般管理費		**4,530**
営業利益		**785**
営業外収益		
受取配当金	777	
その他	78	**855**
営業外費用		
支払利息	63	
売上割引	21	
外国源泉税	21	
その他	10	**116**
経常利益		**1,524**
特別利益		
投資有価証券売却益	0	**0**
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	0	
ゴルフ会員権評価損	0	**2**
税引前当期純利益		**1,521**
法人税、住民税及び事業税	466	
法人税等調整額	△85	**380**
当期純利益		**1,140**

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 **謄本**

独立監査人の監査報告書

平成30年５月15日

明和産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　早川英孝　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西川福之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、明和産業株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明和産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 **謄本**

独立監査人の監査報告書

平成30年５月15日

明和産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　早川英孝　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西川福之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、明和産業株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書 **謄本**

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月22日

明和産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員　松　前　廣　礼　㊞
監査等委員　鳥　居　真　吾　㊞
監査等委員　室　山　　敏　㊞
監査等委員　宮　﨑　　淳　㊞

（注）監査等委員鳥居真吾、室山　敏及び宮﨑　淳は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内略図

東京都千代田区丸の内三丁目３番１号
新東京ビル３階　当社本店大会議室（330区）

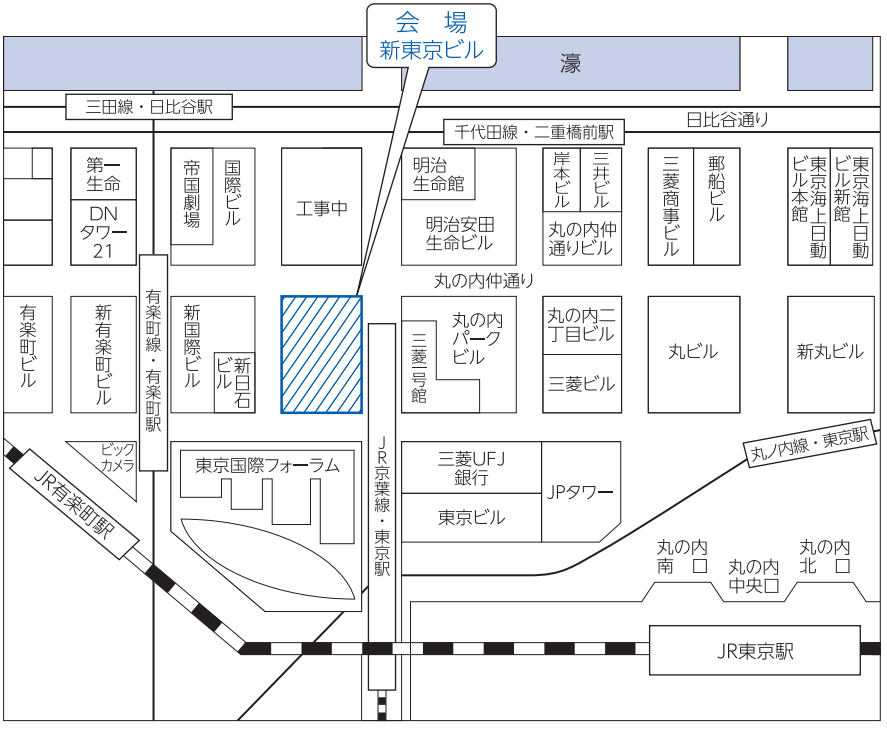

●ＪＲ
・「有楽町」駅より徒歩５分（国際フォーラム口）
・「東京」駅より徒歩７分（丸の内南口）

●地下鉄
・有楽町線「有楽町」駅より徒歩５分（D5出口）
・日比谷線「日比谷」駅より徒歩７分（A3出口）
・千代田線「二重橋前」駅より徒歩３分（B7出口）
・三田線「日比谷」駅より徒歩５分（B4出口）

※ＪＲは改札から、地下鉄は地上出口からの所要時間です。
駅構内及び地下道の時間は含まれておりませんのでご注意ください。

注）株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。

明和産業株式会社

VEGETABLE OIL INK
この印刷物は、環境にやさしい植物油インクを使用しています。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。